第４　弁済の方法等
１　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、清算株式会社が指定する文書により協定債権者が求めた特定の銀行預金口座宛てに、清算株式会社の費用負担で振込送金する。
２　供託
本協定に基づく弁済日までに、清算人代理人事務所宛てに特定の銀行預金口座への振込送金を求める文書を送達しない協定債権者に対しては、清算株式会社は当該弁済金を、東京法務局に供託する。
３　端数の処理
協定債権の算定、本協定に基づいて発生する権利の変更及び弁済額の計算の結果生ずる１円未満の債権の端数は、すべて切り捨てる。
第５　協定債権の支払の免除
１　清算株式会社は、第３第１条及び第２条に定める弁済と同時に、協定債権から既弁済額を控除した残債権及びその他の清算株式会社に対する一切の債権について免除を受ける。ただし、第３第３条及び第４条の追加弁済が行われた場合は、追加弁済の範囲において、前記免除の効力は失われるものとする。
２　協定債権の一部譲渡又は移転があった場合には、協定債権者は、新旧権利者双方の債権額・既弁済額に按分して算出された残債権を免除する。
別表省略

東京地方裁判所民事第８部

更生手続開始

平成２２年（ミ）第１１号
神奈川県小田原市根府川667番地
更生会社　株式会社小田原城カントリー倶楽部
代表者代表取締役　吉崎　弘治
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　株式会社小田原城カントリー倶楽部について更生手続を開始する。
３　管財人　八木　清文
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成22年11月30日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成23年２月７日から平成23年２月21日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成23年４月28日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成23年５月31日まで

東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第３１号
大阪市淀川区宮原１丁目６番１号
更生会社　株式会社ロプロ
管財人　岸本　滿季
管財人　小畑　英一
１　決定年月日　平成22年９月30日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。

東京地方裁判所民事第８部

更生手続における監督命令

平成２２年（ミ）第４号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目７番20号
開始前会社　株式会社ウエムラ興発
主文
１　開始前会社について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区堂島１丁目１番５号　梅田新道ビルディング８階　弁護士法人大江橋法律事務所　弁護士　上田　裕康
３　監督委員の同意を得なければ開始前会社がすることができない行為として、次のものを指定する。ただし、常務に当たるものを除く。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け
⑷　借財、手形割引及び保証
⑸　訴えの提起、保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て及びこれらの取下げ
⑹　和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）２条１項に規定する仲裁合意をいう。）
⑺　無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑻　貸付け
⑼　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
平成22年９月29日

大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２２年（再）第２７号
大阪府箕面市粟生外院６丁目２番40号
再生債務者　プラント陸送株式会社
主文　すべての再生債権者は、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分または再生債権を被担保債権とする留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続をしてはならない。
平成22年９月30日

大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２２年（再）第２７号
大阪府箕面市粟生外院６丁目２番40号
再生債務者　プラント陸送株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目２番21号　中央三井信託ビル７階　弁護士法人第一法律事務所　弁護士　宮本　圭子
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年９月30日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第７号
愛知県東海市浅山１丁目65番地
再生債務者　株式会社ノリタケ
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年10月29日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年11月19日から平成22年11月26日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再）第１号
大分県別府市大字浜脇1412番地の３
再生債務者　株式会社榮晃建設工業
代表者代表取締役　内山　義央
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年11月29日から平成22年12月13日まで

大分地方裁判所民事第１部